

# 幼稚園型認定こども園に係る基準（案）に係る諸課題に対する御意見を踏まえた本市対応案

## 1 人員・設備基準に関すること

幼稚園型認定こども園に係る基準等(案)	第4回、5回幼保推進部会での御意見	本市の考え方・補足説明等
<p><b>職員配置</b></p> <p>幼稚園型認定こども園については                      0歳児 3:1                      1歳児 6:1                      2歳児 6:1                      3歳児 20:1                      4歳児 30:1                      5歳児 30:1                      ※平成31年度までに運営を開始した施設は、経過措置により3～5歳児35:1で可。【国基準どおり】</p>	<p>○同じ支給認定であれば同じ質の同じ職員体制が望ましい。当然、保育料も同じということで、同じコストをかけるとというのがスタンダードだと思う。</p> <p>○質を確保するということで配置基準を条例化してもらった。更に手厚い配置を要望している中で、極論を言えば、国基準が正しいかのようなことになってしまう。配置基準は統一すべきである。</p> <p>○幼稚園型のイメージが悪くならないか。</p> <p>○市基準に合わせるのが基本だと思う。職員配置が多いと休暇やローテーションが組みやすく、運営しやすい。</p> <p>○幼稚園として高い基準を否定しているものではなく、京都市にしっかりと支えてもらえるなら市基準の方が望ましい。</p> <p>○配置を心配する声が多いので、事務局は意を汲んでほしい。</p>	<p>○私立幼稚園で培われた特徴や特色ある運営を引き継ぎやすく、かつ、利用者にとっても多様な幼児教育・保育の選択肢となり得るよう、現行の国基準どおりとする。</p> <p>○平成30年4月からの運営を予定している幼稚園では、府基準で移行準備を進めており、市基準により高い配置基準にすると参入障壁になるおそれがある。</p> <p>※平成30年4月1日から運営される幼稚園型認定こども園については、現在の府基準により認定される。</p>

幼稚園型認定こども園に係る基準等(案)	第4回, 5回幼保推進部会での御意見	本市の考え方・補足説明等
<p>園舎・設備基準 (面積等)</p> <p>園舎の面積は, 幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に限る)を合計した面積が必要。          &lt;幼稚園基準&gt;  <math>320\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 2)</math>          &lt;保育所基準&gt;          1. <math>65\text{m}^2 \times</math> 満2歳未満でほふくしない園児数 + <math>3.3\text{m}^2 \times</math> 満2歳未満でほふくする園児数 + <math>1.98\text{m}^2 \times</math> 満2歳児の園児数</p> <p>また, 各居室は以下の面積が必要          乳児室は <math>1.65\text{m}^2 \times</math> 満2歳未満でほふくしない園児数          ほふく室は <math>3.3\text{m}^2 \times</math> 満2歳未満でほふくする園児数          保育室又は遊戯室の必要面積は, <math>1.98\text{m}^2 \times</math> 満2歳以上の園児数</p> <p>園舎面積が幼稚園設置基準を満たしている場合は, 保育所設備基準の保育室又は遊戯室の面積(子ども1人につき<math>1.98\text{m}^2</math>以上)を満たさなくても可。  <b>【国基準どおり】</b></p>	<p>特になし。</p>	<p>ただし, 以下の移行特例を設ける。(府の運用を踏襲)</p> <p>○既存施設に係る移行特例          →既存施設の定義を「1年以上運営実績があること」と明確化する。</p>
<p>運動場基準</p> <p>A幼稚園基準とB保育所基準を比較し, いずれか大きい面積に加え, 満2歳以上満3歳児未満の園児数 <math>\times 3.3\text{m}^2</math> 必要。          また, 園舎と同一敷地での確保が必要(代替地面積算入不可)。</p> <p>A幼稚園基準          &lt;2学級以下&gt; <math>330\text{m}^2 + 30\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 1)</math>          &lt;3学級以上&gt; <math>400\text{m}^2 + 80\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 3)</math>          B保育所基準  <math>3.3\text{m}^2 \times</math> 満3歳児以上の園児数</p> <p>・運動場の面積が, 幼稚園基準の面積と, 満2歳児の幼児について保育所面積基準(1人につき<math>3.3\text{m}^2</math>以上)とを合算した面積以上であるときは, 保育所基準を満たしていなくても可。<b>【国基準どおり】</b></p>	<p>特になし。</p>	<p>ただし, 以下の移行特例を設ける。(府の運用を踏襲)</p> <p>○既存施設に係る移行特例          →既存施設の定義を「1年以上運営実績があること」と明確化する。</p>

幼稚園型認定こども園に係る基準等(案)		第4回、5回幼保推進部会での御意見	本市の考え方・補足説明等
食事の提供	2号・3号については給食提供必須。 2号については、外部搬入による食事の提供が可能。ただし、この場合も、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備(以下「調理設備」という。)を備える必要がある。 3号は自園調理が必要。 【国基準どおり】	特になし。	幼保連携型の基準と同様。
園舎・設備基準 (調理室)	原則、調理室が必要。ただし、2号については、外部搬入が認められ、更に自園調理の対象児童が20人未満の場合は、独立した調理室の設定までは不要。(なお、この場合も調理設備は必要)【国基準どおり】	特になし。	幼保連携型の基準と同様。
応諾義務	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者については、2・3号は市町村(保健福祉センター)から、1号は本人から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準:第6条) 【国基準どおり】	特になし。	正当な理由については次のとおり ①定員に空きがない ②定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要) ③その他特別な理由がある場合(特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係など)
独自基準	①人権の擁護及び虐待の防止、②暴力団排除、③非常災害対策、④衛生管理等、⑤地震に対する安全性の確保、⑥設備基準(保育土室を2階以上に設ける場合の避難設備等基準について保育所基準を準用)	特になし。	本市の幼保連携型の基準条例に盛り込んでいる内容を同様に盛り込む。

2 運営に関すること(基準以外の諸課題)

現行の取扱い等		第4回, 5回幼保推進部会での御意見	今後の方針・補足説明等
認可・認定 権限	幼稚園認可 : 京都府	○京都市は幼稚園型を含めた認定こども園化を進めていきたいように思える。	○こども園の認定 : 京都府(H30年度から京都市) ただし, 平成30年4月1日から運営される幼稚園型認定こども園については, 現在の府基準により認定される。 ○市から認定こども園への移行を働きかけるのではなく, 各園の自主的な判断を尊重する。移行を希望する園に対しては, 市として必要な支援を行っていく。
設定可能定員	必須 : 1号, 2号 任意 : 3号	○幼稚園型の2・3号定員の設定について, 定員の3%プラス, 現在預かり保育を行っている分を上乗せということになるが, 預かり保育が多い幼稚園においては, プラスアルファ分が多くなるのか。	○事業計画が達成できている区域については, 2・3号の定員についても, 現行の受入児童数の3%プラス現在の要保育の預かり保育分になる。 なお, 総児童受入総数(1号+2号, 3号)は, 現在の受入児童数×1.03となる。 また, 事業計画上の量の見込みに残量がある区域では, その分も含めて, 2・3号定員を設定できる。 ○預かり保育のうちの2号振替分については, 利用者の方から保健福祉センターに申請手続きが必要。支給認定申請及び就労証明書等の書類を提出し支給認定を受けた者の数のみを振替分として認める。 なお, 1号についても, 園を通じて, 支給認定の手続きをしていただく必要がある。

\* 1号: 3~5歳で教育のみの児童    2号: 3~5歳の要保育児童    3号: 0~2歳の要保育児童

現行の取扱い等		第4回、5回幼保推進部会での御意見	今後の方針・補足説明等
開園時間	<p>1日11時間</p> <p>(国基準)                      幼保連携型以外の認定こども園の開園日や開園時間は、保育認定の子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。</p>	<p>○例えば、保育料が安い理由として、土曜日はやっていないというのは分かりやすいと思うが。</p> <p>○保育所部分は認可外なので、土曜日はやらないとか、4・5日夏休みとかは制度上可能なのでは。</p> <p>○11時間開所は全ての施設が守らないといけないのか。幼稚園型は、給付費は減算されるけど、8時間しか預かれないといったフレキシブルな運用はできないのか。</p> <p>○幼稚園は教育機関なので、極論だが、8時間以上の2・3号を預かれないということにして、それでも可能な方の受け皿になっていくようなことはできないか。短時間型認定こども園を設けることが幼稚園の願い。</p> <p>○子ども安心プランにおいては、幼稚園における2歳児の受入強化を図る中で、認定こども園等は、土曜日を開所しないとか9～10時間開所でも可とされているが、それとの整合性は。</p>	<p>○土曜日が勤務日となっていない家庭に対し家庭での保育の協力を求めることや、結果的に利用者がいない時間帯は保育の提供をしないことも可能である。</p> <p>○本市では、利用時間を30分刻みで設定し、それに応じた応益負担の保育料を独自に設定することで、保護者の皆様が必要な保育時間を選択される仕組みを導入している。</p> <p>○本市では標準時間認定と短時間認定の児童の比率は概ね7:3となっていることから、地域の実情に鑑みれば、11時間の開園時間が確保されなければ、保育ニーズに十分応えられない状況にある。また、保育を必要とする子どもの受入れは行政による利用調整の対象とされており、保育の必要性の高い児童を優先的にあっせんする仕組みとなっていることから、現実的に短時間認定の子どもしか受入れないというのは現在では保護者のニーズに応えきれないと考えられる。</p>

現行の取扱い等		第4回、5回幼保推進部会での御意見	今後の方針・補足説明等
保育料	京都市が設定	<p>○保護者目線而言えば、幼稚園型だけ保育料が安くなる理由(理屈)を理解できないのでは。何かわからないけど安くなっているということになると、施設運営の立場から言えばしんどくなる。</p> <p>○配置基準が違うために保育料が低くなることについての説明は容易ではない。ただし、私立幼稚園はそれ(配置基準や保育料が違う)が当たり前の世界である。全て同一にする良さとは色々な施設があり保護者の選択肢が豊かにあることの釣り合いを取るのが市の案ではないか。</p> <p>○差を設ける市の理由は理解するが、本筋而言えば、認定によって保育料に違いがあれば利用者は混乱するのではないか。</p> <p>○土曜日でも当然利用できるというような風潮があるので、土曜日の保育料だけ別にできないか。</p> <p>○30分刻みとしている保育料設定はいいことだと思う。</p> <p>○1号保育料は2・3号と比べ国基準からの軽減率が低い。配置基準を同じにするなら、このあたりの差も同じにするべきではないか。</p>	<p>配置基準を国基準とすることから、保育所等利用者よりも保育料を軽減することを検討。</p> <p>軽減割合については、平成30年度予算の編成過程において調整。</p> <p>利用者にとっても多様な幼児教育・保育の選択肢を提供するとともに、利用者が施設ごとの基準の違いや、保育料と上乗せ徴収の関係を理解したうえで希望する施設を適切に選択できるよう、本市ホームページや入園相談の際の区役所・支所からの説明等において、より丁寧な情報提供に努めていく。</p>

	現行の取扱い等	第4回、5回幼保推進部会での御意見	今後の方針・補足説明等
<p>保護者負担 (上乗せ徴収等)</p>	<p>各園の方針により設定可。</p> <p>○入園料について 1号認定に係る保育料は、移行前の幼稚園における入園料を含めた保護者負担相当額を各月に均等に配分しているとの考え方のもと設定されているため、通常の幼児教育・保育の対価としては徴収できない。</p> <p>一方、移行前の幼稚園の保護者負担額をベースとして、公定価格による費用だけでは従前の教育・保育の質を確保できない場合は、上乗せ徴収として入園時に保護者に別途負担を求めることは可能である。この場合、支払いを求める内容・理由・目的及び金額をあらかじめ保護者に説明し、文書による同意を得る必要がある。</p> <p>また、入園事務等に係る事務手続等の経費や日用品、文房具等の物品経費等についても、入園時に一括して実費徴収を求めることができるが、この場合にも上乗せ徴収と同様に、保護者への説明及び文書による同意が必要となる。</p> <p>なお、認定こども園には応諾義務(「応諾義務」参照)が課せられることから、入園の権利を保証することを目的とした入園料の徴収は認められない。</p>	<p>○幼保連携型では上乗せ徴収が制限されており、整合性が取れていないように感じる。入園料も上乗せ徴収として徴収できるのか。</p> <p>○新制度では入園料を見込んだ形で保育料設定をしているため入園料としては徴収できないが、入園に係る経費ということであれば徴収できる。</p> <p>○他都市の認定こども園では、入園料を徴収していると聞いている。</p> <p>○上乗せ徴収については、類型に関わらず認めてよいのではないか。</p> <p>○内閣府のFAQで選考等の費用であれば入園料がとれると思うが。</p> <p>○保育料を軽減することを前提に幼稚園型の上乗せ徴収を広く認めるとしているが、範囲が不明確。幼保連携型ではプールの水代とかは徴収不可だが、そういうことが幼稚園では慣例的に行われていたすれば徴収可になるのか。また、上乗せ徴収は料金が一律なので低所得者がしんどくならないか。</p>	<p>公定価格に含まれている経費は徴収不可。保護者の同意を前提に移行前と同様の徴収を認める。</p> <p>→一部会での御意見を踏まえ、以下のとおりとする。</p> <p>① 幼稚園型認定こども園については、幼保連携型認定こども園の職員配置基準までの範囲内で保育従事職員の上乗せ徴収を認める(→1・2・3号子ども対象)。</p> <p>② 全ての認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型)において、公定価格を上回って学校教育の質の向上に要する費用(人件費、施設関連経費)については、上乗せ徴収を認める(→1・2号子ども対象)。</p> <p>利用者にとっても多様な幼児教育・保育の選択肢を提供するとともに、利用者が施設ごとの基準の違いや、保育料と上乗せ徴収の関係を理解したうえで希望する施設を適切に選択できるよう、本市ホームページや入園相談の際の区役所・支所からの説明等において、より丁寧な情報提供に努めていく。</p>